

## 香川県条例第20号

香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例の一部を改正する条例

香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例（平成14年香川県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成25年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>(失効に伴う経過措置)</p> <p>3 <u>平成25年3月31日</u>以前に行われた第2条に規定する家屋又はその敷地である土地の取得については、この条例の失効後も、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成21年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>(失効に伴う経過措置)</p> <p>3 <u>平成21年3月31日</u>以前に行われた第2条に規定する家屋又はその敷地である土地の取得については、この条例の失効後も、なお従前の例による。</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。